

# 平成28年度重症心身障害児者支援体制整備モデル事業 実施概要

自治体名 (委託する 団体等 名)	都道府県市内の重症心身障害児者 地域支援における課題	協議の場の構成メンバー及び 活動方針、スーパーバイザー の職歴・資格等	事業内容及び手法			
			①地域の重症心身障害児者支援構築等に対する間接的支援 の内容及び手法		②重症心身障害児者に関わるコー ディネーター育成の内容及び手法	③その他、重症心身障 害児者の地域支援体制 の整備を広域的に推進 するための効果的な取 組の内容及び手法
			実施地域	支援内容及び手法		
大阪府 (委託先: 社会福祉 法人枚方 療育園ほ か4団 体)	<p>1 広域的支援の必要性 府内6つの二次医療圏域内において は一定のネットワーク体制が構築され たが、社会資源に限られた中で、市町 村単独での支援方法の蓄積は難しい ことから、広域的で専門性を有する機 関の役割を明確にし、二次医療圏域 レベルでの重層的な支援体制を構築 する必要がある。また政令市とも連携 して、政令市にもネットワークを構築し 府内全域での実践を目指す。</p> <p>2 医療・介護・福祉・保健の連携強化 平成27年度のケア連絡会議にて、医 療・福祉サービスを実際に提供する支 援機関同士の連携が必要であること が改めて確認された。そのため、医療 関係者の福祉制度の理解、福祉関係 者の医療制度理解など、相互理解を 深め、福祉サービス事業所で実施す る医療的ケアをバックアップする医療 機関との強固な連携のもとで支援を 実施していくことが求められる。</p> <p>3 医療的ケアに対応可能なサービ ス事業所の拡充 重症心身障害児者の介護者の負担 は重く、レスパイトを含めた医療 的ケアに対応可能なサービス事業 所の拡充が求められている。事業 所不足の原因として、重症心身障 害児者に対応できる訪問看護師等 の人材の不足が大きいため、人材 の養成は急務である。</p> <p>以上の課題に対する取組みにより、 重症心身障害児者のライフステー ジに応じた切れ目ない支援のネッ トワークを構築することを目指す。</p>	<p>(構成メンバー) 医師会、地域病院、訪問看護ス テーション、医療型障害児入所 施設、地域生活支援センター、 児童相談所、保健所、支援学 校、市町村、大阪府</p> <p>(活動方針) 二次医療圏域ごとに二次医療 圏域ケア連絡会議を設置し、各 二次医療圏域内の重症心身障 害児者及びその介護者の状況 やニーズ、並びに社会資源の 体制整備の状況を把握し、地域 ケアシステムが運用されるた めに必要な関係機関の役割分担 の検討や、支援体制の構築、 情報発信などを行う。また、新 たに政令市(大阪市、堺市)と の連携構築を図り、府内全域の ネットワークの構築を目指す。</p> <p>(スーパーバイザー職歴等) ○人数 22名 ○職種 ケースワーカー、施設長、看 護部長、医師、保健所長、 子ども家庭センター所長</p>	管内全地 域	<p>(連携が構築されていない地域への支援) ○政令市(大阪市、堺市)との連携構築 広域的支援体制を構築するため、新たに政令市と連携 を図り、ネットワークを構築するとともに、福祉サービス 等体験会の開催等により、医療的ケアが必要な重症心 身障害児者に対応可能なノウハウの活用を進める。</p> <p>(一定の連携が構築されている地域への支援) ○府内6圏域での実践 様々な関係機関が連携する広域的な支援体制を維持・ 強化するため、二次医療圏域ケア連絡会議を中心に、 地域ケアシステムを実践し、強固な連携を構築すると ともに、法令等に基づく役割を機関ごとに整理し、課題解 決に向けた取組を行う。障害児者の支援は市町村の責 務であるが、重症心身障害児者への支援環境は市町 村ごとで大きく異なり、また、市町村における支援のノ ハウの蓄積は十分でない。そのため、大阪府と市町村 が連携して実施することで、コーディネーター機能の強化 を図る。</p> <p>(手法) 平成27年度の実態把握により抽出された課題を元に 個々の状況及び圏域ごとに求められる支援について具 体的に検討を行う。</p> <p>①相談相手がないと感じる介護者の割合が高いこと からも、市町村単独での支援には限界があるため、圏 域ごとにモデル支援事例集等の作成、社会資源情報の 更新・共有を行い、当事者を中心としたネットワークを 構築し、個々のケースに応じた包括的な支援体制を整 備する。</p> <p>②熊本地震を受け、各圏域における日常的な支援機能 だけでなく災害時の支援のあり方や救急医療情報セン ター、小児救急電話相談など、緊急時の社会資源情報 についても事例集の作成・更新を行う。</p> <p>③短期入所サービスのニーズが高いことから、医療的 ケアが必要な重症心身障害児者に対応可能な医療型 短期入所の整備促進を一層進めるとともに、新たに政 令市を事業対象とし、大阪府全域において重症心身障 害児者が利用可能な医療型短期入所事業所の整備を 促進する。</p>	<p>○実態調査の結果から、医療的ケアが 必要な在宅の重症心身障害児者の半 数以上が訪問看護を利用していない状 況にあり、その要因として、重症心身障 害児者の特性や連携する福祉制度を 理解した、医療的ケアに対応可能な事 業所の不足が挙げられた。</p> <p>○相談支援専門員については、すでに 大阪府障がい者自立相談支援センター が相談支援専門員を対象に相談支援 従事者初任者研修・現任研修を実施し 養成を行っているところ。一方、医療的 ケアが必要な重症心身障害児者の在 宅移行当初から関わり、コーディネー ターの役割も果たすなど、当事者及び 介護者の支援において重要な役割を 担っている訪問看護師は依然として不 足している。医療的ケアに対応可能な 事業所の増加を図るため、コーディ ネーターの役割も果たせる病院・訪問 看護ステーション等の訪問看護師等を 対象に、支援者育成研修を実施する。</p> <p>○具体的には在宅重症心身障害児者 支援者養成研修テキストや平成27年度 までの実施事業の結果に基づき、訪問 看護師等に重症心身障害児者の特性 や福祉サービスなどに関する知識を習 得させる。研修と併せて、重症心身障 害児者の支援体験の研修を行うことで、 重症心身障害児者への支援ノウハウ が身に付き、医療的ケアに対応可能な 訪問看護師等の養成、福祉サービス事 業所の増加を図る。</p>	<p>○本事業で検証された地 域ケアシステムの運用方 法や地域の社会資源情報 災害時の対応等につい ては、重症心身障害児者 及びその介護者と医療、保 健、教育、福祉の関係機 関等に向けて、ホーム ページ・ガイドブック等 を活用し発信する。</p> <p>○更に、重症心身障害児 者への支援は医療や保健 などの分野との連携が必 要であり、重症心身障害 児者の現状や必要な支 援について、各分野の関 係者が理解を深めていく ために、関係団体が開催 する会議等で大阪府の取 組内容等について発信する。</p>

自治体名 (委託する 団体等 名)	都道府県市内の重症心身障害児者 地域支援における課題	協議の場の構成メンバー及び 活動方針、スーパーバイザー の職歴・資格等	事業内容及び手法			
			①地域の重症心身障害児者支援構築等に対する間接的支援 の内容及び手法		②重症心身障害児者に関わるコー ディネーター育成の内容及び手法	③その他、重症心身障 害児者の地域支援体制 の整備を広域的に推進 するための効果的な取 組の内容及び手法
			実施地域	支援内容及び手法		
三重県 (委託先: 独立行政 法人国立 病院機構 三重病院)	在宅支援サービスの充実 支援者・コーディネーターの人材育成 相談支援体制の強化	(構成メンバー) 当事者家族、MSW、医師、訪問 看護師、保健師、障害福祉サ ービス事業所等運営法人、教員  (活動方針) 事業実施中に2回程度協議の 場を開催し、県及び委託先に事 業実施に関する助言等を行う。  (スーパーバイザー職歴等) ○人数 1名 ○職種 医療ソーシャルワーカー ○所有資格 社会福祉士、精神保健福祉士、 サービス管理責任者、認定社 会福祉士(医療分野) ○医療的ケアが必要な障害児・ 者の支援年数 18年	管内一部地 域(選定した 地域:津圏 域、鈴鹿亀 山圏域、伊 賀圏域)	(連携が構築されていない地域への支援) 医療的ケアが必要な障害児・者の支援に携わる医療・ 福祉・教育・行政等の多職種の支援者のネットワーク を構築し、サービス等利用計画や個別支援計画の作 成、退院前カンファレンス等の機会に、多職種の支援 者が連携して医療的ケアが必要な障害児・者の支援 を行うことができる体制を整備し、医療的ケアが必要 な障害児・者の支援を行う地域資源等を把握すること で、ネットワークを運用していくための資料とする。また 選定した地域以外の地域における医療的ケアが必要 な障害児・者の支援体制の構築や支援方法等につい て、必要に応じて助言・指導を行うこととし、ネットワ ークの全県展開を推進する。  (一定の連携が構築されている地域への支援) 一定の連携が構築されていても、連携が構築されてい る支援の対象が障害児のみであるなど限定されてい るため、連携が構築されていない地域への支援と同 様の支援を行う。	相談支援専門員等の医療的ケアが必 要な障害児・者の地域生活を総合的 に支援するコーディネーターを対象と した研修会を開催する。内容について は、基礎知識等の講義だけでなく、地 域の医療的ケアが必要な障害児・者 の支援体制の構築に資するものとし、 実施にあたっては、地域の(自立支 援)協議会を活用することで相談支援 専門員等の受講促進を図る。	三重県障害者自立支援協 議会医療的ケア課題検討 会において、本事業の取 組結果等を分析し、全県 下で医療的ケアが必要な 障害児・者の支援体制を 整備するための検討を行 う。